

平成 30 年 10 月 5 日

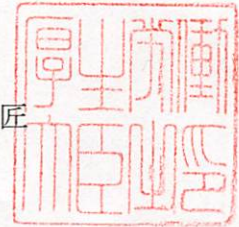
行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所

弁護士 山中 理司 様

厚生労働大臣

根本 匠



平成 30 年 9 月 18 日付けの行政文書の開示請求（同月 20 日受付、開第 2531 号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定とした行政文書の名称

正座をする場合、膝関節の可動域が 140 度以上必要であるにもかかわらず、労災保険の後遺障害等級認定基準において、膝関節の参考可動域が 130 度となっている理由が分かる文書

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書については、作成・取得しておらず、これを保有していないため、不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることにご注意ください。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることにご注意ください。）。

3 担当課等 厚生労働省労働基準局補償課業務係

TEL:03-5253-1111 (内線 5466)

行政文書開示請求書

平成30年9月18日

厚生労働大臣 殿

〒530-0047
大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル3階
林弘法律事務所 弁護士山中理司
電話：06-6364-8525
FAX：06-6364-4816

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記



1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

正座をする場合、膝関節の可動域が140度以上必要であるにもかかわらず、労災保険の後遺障害等級認定基準において、膝関節の参考可動域が130度となっている理由が分かる文書

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

→ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	 収入印紙を貼ってください。	
---------------------	---	---

*この欄は記入しないでください。

担当課等	労働基準局補償課
備考	